

令和8年8月18日

令和8年度 神戸市発達障害児（者）支援地域協議会意見

【会議の概要】

- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十四号）十九条の二に規定された、都道府県・政令指定都市において設置することができるとされた協議会。
- 地域における発達障害のある人の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況などについて検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う。
- 発達障害児者支援にかかる具体的な課題を抽出し、「神戸市における発達障害児者支援の取り組みについての提言書（令和3年3月）」をまとめた。
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定時に、提言書の5つの柱に沿って、課題と目指すべき方向性について本協議会から意見提出を行った。

【次期計画策定に向けての課題と方向性および意見】

- ・次期神戸市障がい者プランの策定に向け、前回の意見提出以降の本市の取り組み状況を検証すると共に、本協議会において出た新たな課題や意見について、テーマごとに3つの視点に整理し纏め、新たに「神戸市障害者施策推進協議会」に提出する。

（提言書5つの柱）

- 1 発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援の実施
- 2 個人に関する情報を関係機関が共有するための仕組みづくり
- 3 支援に関する情報を市民及び関係機関に提供するための仕組みづくり
- 4 人材育成の取り組み
- 5 発達障害に対する理解の促進



（令和8年度・今回意見 5つの柱から3つの視点に課題を集約）

- 1 発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援の実施
- 2 発達障害児者の支援に関する情報集約・発信、理解の促進に関する普及・啓発
- 3 人材育成の取り組み

1. 発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援

課題と方向性	意見および提案
・乳幼児期から成人期まで、ライフステージに沿った多様な支援ニーズに対応する医療・福祉・教育・就労等、制度横断的ネットワークの構築	・世代間や地域間により支援に差が生じないように、各関係支援機関におけるネットワークを構築し、支援会議等を活用した情報共有や事例検討等を通じ、顔の見える関係性を構築する。加えて相互でスーパーバイズを行える関係性を維持し、相互の支援の質の向上を図る取り組みを行う。 ・強度行動障害のある方の地域支援の在り方(地域支援の担い手・居場所、青年期以降の住まい等)について検討が必要。
・相談支援(計画相談等)の利用促進とサービスの連携	・相談支援事業所は支援計画作成のみではなく、支援や事業所につながった後も、継続して相談支援を実施すること。
・思春期世代の支援強化	・思春期・青年期世代について、支援の充実(高校生年代 SST 等)を図ること。
・就活～定着支援～離職後のフォローまで継続した支援の実施	・就労後の定着支援等、社会的自立に向けた支援を行うと共に、支援や制度の利活用に向けた正確な理解を促す啓発(ジョブコーチの再支援や地域の支援機関情報等)を継続的に実施すること。 ・超短時間雇用など多様な働き方の視点を持って支援すること。 ・障害者雇用率向上のため、行政が率先して障害者雇用に取り組み、支援の好事例を示すこと。 ・社会的自立を支援する支援者(通級指導教員や各相談支援事業者等)が、就労場面についてもサポートできるよう、支援機関が支援すること。
・グレーゾーンの方への支援強化	・未診断やグレーゾーンといわれる方々も利用可能な相談支援機関(相談窓口や居場所支援等)の支援情報をまとめる等、利用対象である旨をわかりやすく明示する。 ・グレーゾーンを含む発達特性のある方が就労等、社会的自立をする上では、周囲の理解と本人による自己理解が重要であることから、発達障害の特性に関する前向きなメッセージを社会に向けて発信すること。
・発達の特性に合わせた適切な支援の実施	・新たに始まる5歳児健診も含めた乳幼児健診や、子育てに係る相談の場で、対象児童の状況に応じた相談支援機関や療育機関を案内・紹介するなど適切な支援を実施する必要がある。
・各関係機関が把握する情報の相互共有	・ネットワークの構築においては、支援対象者の個人情報の取り扱いに留意を払い、正しく、安全に個人情報を共有できる仕組みづくりを検討する。

2. 発達障害児者の支援に関する情報集約・発信、理解の促進に関する普及・啓発

課題と方向性	意見および提案
・医療機関や支援機関等の連携先の明確化 ・地域支援体制強化に向けた関係機関や団体によるネットワーク機能強化と情報共有の在り方 ・社会・市民理解の一層の促進	・療育支援や相談支援等の支援者情報について、細かな更新を意識して分かりやすく纏め、支援対象者が求めるニーズに応じた支援機関情報の提供に努めること。 ・児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスが市内に多く開設されているものの、自立支援協議会等、公的な協議の場に参加する事業所は限られる。地域支援の中核的機関として位置づけられている児童発達支援センター(市内7ヶ所)や行政機関による支援の下、事業所間同士の情報共有、ネットワーク構築づくりを検討する。 ・「外見からは見えづらい」という発達障害の特性について、社会に正しく理解してもらうための理解促進・普及啓発活動を継続して実施し、社会全体として発達障害の特性に対する気付きと支援の視点を持てるよう、取り組みを進める。 ・特性理解の視点の下、「苦手さを支援し、長所(良さ)を活かす」という前向きな啓発に取り組む。 ・まちづくりに障害福祉の視点を意識して取り入れ、障害のある人の暮らし・住まい・災害時対応の課題に連携した対応を行うこと。 ・日々更新される医療情報等に関して、正確な情報伝達の体制を整え、家族や当事者の様々な疑問や不安な気持ちに寄り添う体制構築に取り組む。 ・学齢期の体験型学習は差別解消に向けて重要な取り組みなので、中学生のトライやる・ウィーク等の場を活用した障害者を身近に感じる職場体験を進めること。 ・支援を要する児童への配慮が、環境調整や合理的配慮の範疇を超えて、こどもたちの日常生活環境の分断につながらないよう配慮すること。

3. 人材育成の取り組み

課題と方向性	意見および提案(案)
・支援機関の質の向上	・児童発達支援事業所への巡回支援を、スピード感をもって引き続き実施するとともに、ICT技術の活用等、現場と支援側の負担を軽減する合理的方法を検討し、定期的かつ持続的にスーパーバイズを行える仕組み作りを行う。また、行政と地域の事業所が役割分担を行い、質の担保を確保する体制を構築すること。 ・区自立支援協議会ごとに支援機関同士が集まり、事例検討や情報交換できる部会を設置し、事業所間相互でのスキルアップ・連携を図る仕組みを作ること。

・支援機関の質の担保 ・家族の不安解消、支援強化のための支援者育成	・学校現場においては、ICT 教育ソフトを活用しながら指導経験を積むとともに、障害理解を深める研修を拡充し、教員の人材育成を図る。 ・強度行動障害がある方の地域支援の担い手確保に向けた、中核的人材の養成・確保に努めること。 ・発達障害児者支援に関する事業所の設置が増加する中、各事業所間における支援の質の差が課題となっており、行政主導で事業所間の質の確保・向上に向けた取り組みを行うこと。 ・子育てにおける、家族の不安の共有や孤立感を解消する上で、ピアサポートである「ペアレントメンター」の活動は有効である。行政としてペアレントメンターを計画的に養成し、家族の不安の共有や孤立感防止に向けた取り組みを進めること。
--	---